

山形県自動車産業振興会議会則

(目的)

第1条 本会は、県内の自動車関連企業及び参入に意欲的な企業並びに金融機関、産業支援を目的とする法人等の交流と連携の場を創出し、山形県における自動車関連産業の振興と集積の促進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「山形県自動車産業振興会議」と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本県における自動車関連産業の振興に資する事業
- (2) 近県との連携による東北地域における自動車関連産業の振興に資する事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員及び入退会)

第4条 本会の会員は一般会員と賛助会員とし、本会の目的に賛同する次に掲げるものにより構成する。

- (1) 一般会員 県内の自動車関連企業及び参入に意欲的な企業
- (2) 賛助会員 第1条の目的に賛同する金融機関、産業支援を目的とする法人等

2 本会への入退会については、次のとおりとする。

- (1) 入会 本会の会員になろうとする者は、別に定める参加申込書を代表幹事あて提出しなければならない。
- (2) 退会 会員が退会しようとするときは、任意の様式による退会届けを代表幹事あて提出しなければならない。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 2名
- (3) 幹事 若干名

2 役員は、本会の会員の中から、総会において、会員の互選により選出する。

3 役員に欠員が生じた場合は、第9条に定める幹事会において、協議し、補充することができる。

4 代表幹事、副代表幹事が欠けたときは、幹事会において、役員の内選により選出する。

5 本会に、顧問及びオブザーバーを置くことができる。

(職務)

第6条 代表幹事は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、代表幹事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(任期)

第7条 役員の内選は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(総会)

第8条 総会は、必要に応じて代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

- 2 総会は、事業計画等重要な事項を審議決定する。
- 3 総会は、本会会員総数の2分の1の出席（委任状を提出した上での欠席の場合を含む）をもって成立とする。
- 4 総会の議決は、出席総数の過半数の賛成により行う。なお、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(幹事会)

第9条 本会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事、副代表幹事及び幹事で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集する。
- 4 幹事会は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他代表幹事が必要と認める事項について審議、処理する。
- 5 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会に役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、公益財団法人やまがた産業支援機構及び山形県産業労働部産業技術イノベーション課に事務局を置く。

(補足)

第11条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は代表幹事が別に定める。

- 附 則 本会則は、平成18年5月18日から施行する。
- 附 則 本会則の改正は、平成20年5月30日から施行する。
- 附 則 本会則の改正は、平成22年5月31日から施行する。
- 附 則 本会則の改正は、平成23年6月2日から施行する。
- 附 則 本会則の改正は、平成24年5月25日から施行する。
- 附 則 本会則の改正は、平成25年5月22日から施行する。
- 附 則 本会則の改正は、平成29年5月19日から施行する。
- 附 則 本会則の改正は、令和2年8月17日から施行する。
- 附 則 本会則の改正は、令和4年7月28日から施行する。
- 附 則 本会則の改正は、令和6年7月11日から施行する。